SIS for ドコモ光利用規約

第 1 条（本規約の適用）

1. 株式会社スピーディア（以下、「当社」といいます。）は、SIS for ドコモ光利用規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、本規約により SIS for ドコモ光（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。
2. 本規約は、「SIS for ドコモ光」のうち、株式会社 NTT ドコモが提供する「ドコモ光 1 ギガ」（以下「1 ギガ」といいます。）および「ドコモ光 10 ギガ」（以下「10 ギガ」といいます。）のいずれの速度種別に対応するプロバイダサービスにも共通して適用するものとします。契約者がいずれの速度種別の適用を受けるかは、ドコモから当社に通知される契約情報に基づき当社が判定するものとします。なお、速度種別によって取扱いが異なる事項については、本規約の該当条項において「1 ギガ」または「10 ギガ」の別を明記します。
3. 本規約は、当社が定める「SIS 利用規約」（以下、「SIS 規約」といいます。）に優先して適用されるものとし、本規約に記載のない事項は、SIS 規約を適用します。
4. 前項の規定にかかわらず、SIS 規約に定められる以下の条文は本サービスに適用されないものとします。
   ・第 9 条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）
   ・第 12 条（保証金）、第 8 章料金等

第 2 条（本サービスの内容）

本サービスは、当社と株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）の提携により IP 通信網サービスとプロバイダサービスを一体として提供するサービスのうち、プロバイダサービスを指し、その詳細、プラン等は別に定めるものとします。IP 通信網サービスは、ドコモが定める IP 通信網サービス契約約款（以下、「ドコモ約款」といいます。）に則ってドコモが提供します。プロバイダサービスは、当社が定める SIS 規約および本規約に則って当社が提供します。

10 ギガの契約者については、本サービスは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する「フレッツ光クロス」等、ドコモが指定する回線設備の提供エリア内に限り利用することができるものとし、当該エリア外の場合は本サービスを利用できないものとします。また、10 ギガにおける本サービスの通信方式は、IPv6 通信については IPoE 方式、IPv4 通信については IPv4 over IPv6 方式その他当社が別途定める方式により提供するものとします。1 ギガの契約者については、本サービスの提供エリアはドコモが定めるドコモ約款によるものとします。また、1 ギガにおける本サービスは、IPv6 通信および IPv4 通信のいずれかを提供するものとします。

第 3 条（本サービス利用にあたっての条件）

本サービスの申込者は、ドコモが定めるドコモ約款、更に当社が定める SIS 規約に同意し、遵守することを条件として、本サービスを利用するものとします。

第 4 条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、当社は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、効力発生日までに、当社ホームページへの掲載その他当社が適当と判断する方法により周知するものとします。ただし、契約者の一般の利益に適合する変更その他法令上周知のみで足りるとされる変更については、周知の方法および時期を当社が別途判断するものとします。本規約が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

第 5 条（申込）

本サービスの申込は、ドコモが当社に変わりドコモ所定の方法により受け付けるものとします。ドコモは、申込受付結果を当社に通知します。ドコモから通知された申込受付結果を元に当社が登録した時点をもって申込が成立するものとします。なお、本サービスのサービス利用開始日（以下、「開始日」といいます。）は、ドコモがドコモ約款に基づき定めるサービス利用開始日と同一とし、当社は契約者に対して当該開始日を SIS 規約に則って通知するものとします。

前項の規定にかかわらず、10 ギガの契約者について、提供エリア外であることその他ドコモが定める事由によりドコモが申込を受け付けられなかった場合、本契約は成立しないものとします。この場合、当社は、ドコモから当該申込みが受け付けられなかった旨の通知を受けたときは、契約者に対し、電話、電子メールその他当社が適当と判断する方法により遅滞なくその旨を通知するものとします。本契約が成立しなかったことに起因して契約者と当社以外の第三者との間に生じる費用その他の事項については、当社は一切関与せず、責任を負わないものとします。本契約の成立後に提供エリアの変更により本サービスの提供が困難となった場合の取扱いについては、当社が別途定めるところによります。

第 6 条（料金の規定）

1. 利用料金
   本サービスの料金は、ドコモの IP 通信網サービスの料金と併せて表示するものとし、ドコモが定めるドコモ約款に定めます。
2. 料金の支払方法
   契約者は、ドコモが定める期日までにドコモ所定の方法により、本サービスの料金をドコモの IP 通信網サービス料金と併せて支払うものとします。
3. 債権譲渡
   当社は、契約者に請求することとした本サービスの料金の債権（以下、「譲渡債権」といいます。）について、発生の都度ドコモに譲渡します。当社は、ドコモが当社に代わって、譲渡債権に基づき本サービスの料金を契約者に対して請求する権利を持つことを確認し、料金について、契約者への請求及び契約者からの受領を行わないものとします。当社は、ドコモが契約者に対し、譲渡債権の請求と回収を行うために必要な情報をドコモに提供します。ドコモは、譲渡債権を回収事業者等のドコモが指定する事業者に再譲渡することがあります。この場合、ドコモより当該回収事業者へ契約者の契約情報および譲渡債権に関する情報を提供するとともに、ドコモは、当該回収事業者より譲渡債権の支払状況および支払方法等の情報の提供を受けます。契約者は、本件について、予め同意するものとします。

第 7 条（料金の返還等）

1. 契約者は、契約者の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを全く利用できない状態（本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じ、当社およびドコモがこれを認知した時刻から 24 時間以上連続し、かつ、ドコモ約款の規定に該当するときは、当該サービスを利用できなかった期間に係る料金を支払うことを要しないものとします。
2. 前項の場合において、契約者が支払いを要しないこととされた料金を既に支払われている場合、ドコモよりドコモ所定の方法に従い返金するものとします。

第 8 条（責任の制限）

当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本サービスを全く利用できない状態が生じた場合、これを当社が認知した時刻から計算して 24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。当社はその料金月における基本料金額を限度として損害の賠償をします。
ただし、契約者が個人の場合であって、当社の故意または重大な過失による場合は、この限りではありません。
なお、10 ギガへの移行に伴い実施する回線切り替え工事はドコモが提供する IP 通信網サービスに係るものであるため、当該工事に起因して本サービスを利用できない時間が生じた場合の取り扱いについては、前条及び本条の規定にかかわらず、ドコモ約款の定めによるものとします。

第 9 条（解約および停止）

契約者は、当社がドコモに対し、本サービスの利用契約が解約もしくは停止となった旨を通知することに同意するものとします。当社は、ドコモから IP 通信網サービスが解除されたことを通知されたときは、契約者に対し所定の方法により本利用契約の解約または他のプラン変更等の意思確認を行うことがあります。

第 10 条（契約者と IP 通信網サービス契約者の名義が異なる場合の支払方法）

契約者とドコモの IP 通信網サービス契約者が異なる場合、ドコモが定めるドコモ約款の定めに基づき、ドコモの IP 通信網サービス契約者が契約者の本契約にかかる本サービス料金支払債務を引き受けるものとし、ドコモはドコモの IP 通信網サービス契約者に対して本サービス料金の請求を行います。

第 11 条（利用機器等）

１．10 ギガの契約者は、本サービスの利用にあたり必要となるルーター等の機器を自己の負担で用意するものとし、10GBASE-T の有線 LAN ポートおよび Wi-Fi6（IEEE802.11ax）に対応した機器の使用を推奨します。
２．前項の規定にかかわらず、10 ギガの契約者が、自己が用意する機器に代えてドコモの定める方法によりドコモが提供するレンタル機器を利用する場合、当該機器の貸与条件（紛失・破損時の弁済義務を含みます。）はドコモ約款の定めによるものとし、当社は当該機器のレンタルを行わないものとします。
３．当社は、前 2 項に基づき契約者が用意した機器またはドコモから貸与された機器の性能、互換性および動作について、一切の責任を負わないものとします。
４．1 ギガの契約者について、本サービスの利用にあたり必要となる機器の提供条件（無償レンタルの可否、紛失・破損時の弁済義務等を含みます。）は、当社が別途定める「Wi-Fi ルータ無償レンタル利用規約」の定めによるものとします。

附則

・本規約は 2026 年 9 月 1 日より施行します。
・本規約およびそれに付随する書面、提供サービス内容の変更については、第 4 条の定めによります。